

令和6年度
いわぬま男女共同参画推進プラン
(第3次)
実施状況報告書

岩 沼 市

はじめに

岩沼市では、平成24年3月に岩沼市男女共同参画推進条例が施行され、平成25年7月に岩沼市男女共同参画基本計画（計画期間：平成25年度～平成30年度）、岩沼市男女共同参画基本計画（第2次）（計画期間：令和元年度～令和4年度）を策定し、その後、第2次計画での成果や課題を踏まえ、いわぬま男女共同参画推進プラン（第3次）（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定しました。

この報告書は、岩沼市男女共同参画推進条例第16条の規定に基づき、岩沼市が令和6年度に実施した男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告を行うものです。

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、毎年、施策の実施状況について報告書を作成し、公表することにより、男女共同参画の推進状況を明らかにし、市民や事業者の皆様との協力と連携を図りながら、男性、女性、子どもや障害者などあらゆる人が住みやすい共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

（報告書の作成及び公表）

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

1. 報告書の構成

(1) 「いわぬま男女共同参画推進プラン（第3次）」の施策の体系

基本計画に基づき、「社会全体」、「家庭」、「地域」、「教育の場」、「働く場」、の5つの分野ごとに設定した基本目標をもとに男女共同参画を推進するための取組を進めています。

(2) いわぬま男女共同参画推進プラン実施状況報告

令和6年度における各施策の実施状況を掲載しています。

各指標については、令和7年3月31日時点の数値となっています。

2. 令和6年度のまとめ

令和6年度の国の動向としては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」により、女性の活躍拡大、仕事と健康の両立、安心・安全の確保が重点となり、制度を暮らし全体に定着させる方向性が示されました。

当市において、実施状況調査の結果、計画の評価指標の7つのうち、令和5年度の数値を2つの項目において上回り、2つの項目は同水準となりました。下回った項目もありましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

依然として、社会全体において固定的性別役割分担意識は根強いものがあり、今後の課題と捉えられます。当市においては、引き続き男女共同参画に関するパネルキャラバンや図書館での書籍の設置、市民向けの講座などを実施しました。

今後も市広報紙や市ホームページを通じて意識啓発・周知に取り組んでいきます。

目 次

はじめに

1	「いわぬま男女共同参画推進プラン（第3次）」の施策の体系	1
2	計画の評価指標	4
3	参考指標	5
4	令和6年度における男女共同参画施策の実施状況	6
	基本目標Ⅰ　社会全体における男女共同参画の実現	6
	基本目標Ⅱ　家庭における男女共同参画の実現	10
	基本目標Ⅲ　地域における男女共同参画の実現	14
	基本目標Ⅳ　教育の場における男女共同参画の実現	15
	基本目標Ⅴ　働く場における男女共同参画の実現	16

1 「いわぬま男女共同参画推進プラン（第3次）」の施策の体系

男女共同参画の実現に向けての基本目標を「社会全体」、「家庭」、「地域」、「教育の場」、「働く場」の5つの分野ごとに設け、その目標に近づくための基本方針や具体的な施策を掲げます。

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策
	1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進	(1) 市の審議会等委員の均等な男女比率の促進 (2) 市の審議会等における女性委員長の登用促進 (3) 市職員の男女均等な管理職への登用促進 (4) 男女共同参画の視点を持つた人材の育成	①女性委員の登用率の向上 ②女性委員のいない審議会等の解消 ③委員公募制の推進 ①男女双方の意識の向上、啓発 ①男女平等な研修及び能力開発の機会付与 ②性別にかかわらず能力・適性を重視した登用と職域の拡大 ①意識改革のための学習機会の拡大と推進
基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	2 男女の固定的役割分担意識の解消	(1) 慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供 (3) 市の情報メディアでの男女平等理念への配慮	①広報いわぬま等による意識啓発 ②講座・ワークショップ等の開催 ①調査・研究の実施と結果の公表 ②図書館、生涯学習施設等の資料充実 ③市の現状を把握するための調査方法の検討と実施 ①市が作成する刊行物等の表現への配慮
	3 あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成	(1) あらゆる人の人権が尊重される社会の推進 (2) 多文化共生社会の形成促進	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ②人権相談所の設置と内容の充実 ③一人暮らし世帯等地域から孤立する可能性がある全ての人や家庭が安心して暮らすための見守り、買い物支援、災害時支援等の実施 ④障害者が地域で自立して暮らすための日常生活や社会生活の支援 ⑤性的マイノリティや性的指向、性自認等への理解促進の啓発と相談体制の整備 ①外国人との相互理解を深めるためのイベント・講座等の開催 ②外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び就学上の困難に対する実態に即した支援 ③多言語での情報提供や相談体制の整備 ④気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進
	4 あらゆる暴力の根絶への取組	(1) 県・他自治体等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援強化 (2) 警察・医療機関等関連機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施 (3) DV、デートDV、セクシャル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	①一時保護施設の活用 ②被害者に対する生活・就業等自立のための支援 ①関係機関の定期的な情報交換による情報共有 ②関係機関との連携による被害者の安全確保 ③相談しやすい体制の整備 ④被害者の個人情報保護体制の徹底 ⑤メディア・リテラシーの向上 ①相談体制の充実・相談窓口の周知 ②広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策
	1 共に築く家庭生活への支援	(1) 男女が協力し、責任を負うという意識の啓発 (2) 男性の家庭生活への参画促進	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ②家事や育児能力向上のための講座等の開催 ③働く男性が参加しやすい講座等への配慮
基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現	2 子育て環境の充実への支援	(1) 仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の啓発 (2) 安心して子育てができる環境の整備	①広報いわぬま等の多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ②多様な保育サービスの提供、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの充実、子育て支援のネットワークづくり等、子ども・子育て支援事業計画に基づく関係施策の推進
	3 介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援	(1) 地域包括ケアシステムの推進 (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 (3) 人にやさしいまちづくりの推進	①各種在宅サービスの充実、相談体制の整備、介護保険サービスの円滑な運営など関係施策の推進 ②仲間づくり、生きがいづくりの活動支援など関係施策の推進 ③高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報、啓発 ④バリアフリー化の推進 ⑤男女隔たりなく、介護の悩み等を相談できるような地域、隣人の協力や見守りの体制づくりの推進
	4 男女の生涯にわたる心と身体の健康支援	(1) 男女の生涯にわたる健康の保持・増進 (2) 妊娠・出産等に関する健康への支援	①健康教室の開催 ②特定健康診査の受診率向上 ③岩沼市健康づくり市民計画に基づく健康づくり運動の実施 ④心身の健康維持の支援強化 ⑤子どもの健康の管理・保持増進 ①妊娠・出産期における経済的負担の軽減制度の周知と夫の家事・育児への参画推進 ②相談体制や相談内容の充実と制度周知
基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策
基本目標Ⅲ 地域における男女共同参画の実現	1 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進	(1) 様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進 (2) 地域課題の解決等への支援	①男女共同参画の視点に立った市民協働の推進 ②男性の地域活動への参画支援 ③退職者の地域活動への参画支援 ④地域の町内会、自治会役員等への女性参画の推進 ⑤多様な年齢層の地域活動への参加促進 ⑥安全なまちづくりへの環境整備 ①NPO や市民活動団体の立ち上げ、起業等への支援
	2 防災計画・活動における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の多様な視点に立った防災計画の策定体制の構築 (2) 防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進 (3) 震災被災者の心のケア等の支援	①女性委員の登用促進 ②平常時から多様な人々の意見が反映されやすい環境の整備 ①防災に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ②地域の自主防災組織への参画の推進 ①交流の場づくりの支援 ②相談体制の充実や定期訪問等の実施

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策
	1 生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現	(1) 将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進 (2) 子どもたちの成長にあわせた地域連携の推進 (3) 健康教育の推進 (4) 学習機会の提供	①男女の別なく能力や個性を生かす教育内容や生活指導の充実 ②学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりの推進 ③教職員への意識啓発と研修の場の充実 ④主体的に情報を収集し、判断できる能力の育成の推進 ⑤互いを思いやる教育、人権教育の充実 ①PTAや保護者会の活動等を通じた男女平等教育への保護者の理解促進 ②保育所（園）、幼稚園、学校、家庭等の地域連携による男女共同参画の教育・学習機会の充実 ③人とのかかわりを重視した地域連携による子どもを見守る体制の構築 ①専門機関における相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等学校における相談体制の整備 ②性に関する教育の充実 ①公民館講座の開催 ②国・県等関係機関が開催する学習機会の情報発信

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策
	1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 男女雇用機会均等法等関係法令の周知 (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止 (3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	①事業者に対する働きかけ ②リーフレット等による啓発 ①国・県等相談機関の周知 ①関係機関と連携した事業者への啓発 ②男女共同参画推進に取り組む事業者への支援策の検討
基本目標Ⅴ 働く場における男女共同参画の実現	2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進 (2) 育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進 (3) ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	①育児・介護休業法や両立支援制度に係る周知・啓発 ②育児・介護休業の利用促進のための啓発 ①事業者への啓発と育児・介護休業取得率の高い事業所の取組紹介 ②育児・介護休暇取得の推進 ①広報いわぬま等の多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ②長時間労働の抑制や働き方の見直しの啓発
	3 職業能力開発の支援	(1) 職業能力開発に向けた機会及び情報の提供 (2) パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善 (3) ひとり親家庭の就業及び自立への支援	①女性の求職の意向やニーズ等の情報提供 ②再就職のための情報提供 ③女性キャリア形成支援の情報提供 ①関係機関との連携による事業者への法律や制度の周知並びに各種情報の提供 ①経済的支援及び家庭と仕事の両立支援策の優先的な適用 ②各種関連情報の提供
	4 農業や商工自営業等に従事する女性への支援	(1) 経営参画のための意識啓発及び参画促進 (2) 女性の起業による自立支援	①研修会・交流会の開催と積極的参加のための環境づくり ②情報提供と相談への支援 ①起業に関する情報提供 ②起業家相互間、経営者との交流への支援 ③相談及び支援体制の充実

2 計画の評価指標

基本目標	項目	計画策定値 (R3年度)	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	目標値	宮城県 目標値
						R9年度	R7年度
I 社会全体における男女共同参画の実現	各審議会における女性委員の割合	34.3%	33.3% (372人中 124人)	34.8% (397人中 138人)	33.0% (385人中 127人)	50.0%	35.0% 【市町村の審議会等委員における女性の割合】
	市の管理職における女性の割合	22.2%	24.3%	26.3%	26.8%	25.0%	
II 家庭における男女共同参画の実現	市民満足度調査※1における「子育て支援の充実」に係る満足度、重要度のポイント (最高ポイントは「6」)	満足度： 4.263 重要度： 4.859	満足度： 4.078 重要度： 4.898	満足度： 4.168 重要度： 5.155	満足度： 4.120 重要度： 5.021	満足度： 4.500 重要度： 4.900	
	放課後児童クラブの待機児童数	7人	16人	2人	45人	0人	
III 地域における男女共同参画の実現	岩沼市防災士資格取得支援事業による女性防災士の割合（累計）	28.2%	21.4%	25.0%	25.0%	35.0%	
IV 教育の場における男女共同参画の実現	公民館講座受講者の男性の割合	19.3%	20.3%	20.6%	22.4%	25.0%	
V 働く場における男女共同参画の実現	宮城県「女性のチカラを活かす企業」認証制度※2による認証企業数	4社	5社	6社	6社	8社	50社 【女性のチカラを活かすゴールド認証企業数】

- ・各審議会における女性委員の割合、市の管理職における女性の割合については令和6年4月1日現在。
- ・市民満足度調査における「子育て支援の充実」に係る満足度、重要度のポイント、岩沼市防災士資格取得支援事業による女性防災士の割合、公民館講座受講者の男性の割合、宮城県「女性のチカラを活かす企業認証制度」による認証企業数の現況値については令和7年3月31日現在。
- ・放課後児童クラブの待機児童数の現況値については令和7年4月1日現在。

※1 市民満足度調査：無作為抽出した18歳以上の市民1,500人を対象に、郵送配付・回収（オンライン回答併用）により、まちづくりの指針（幸せ指標・住みよさ指標）と市の取組に関する市民ニーズ（満足度・重要度）を調査したもの。
満足度、重要度のポイントは有効回答の平均値。

※2 宮城県「女性のチカラを活かす企業認証制度」：宮城県内に本社、本店、または事業の拠点があり、かつ、事業活動を行っており、常時雇用労働者を有している企業、法人、団体（国および地方公共団体を除く）で、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援制度等のチェック項目により、一定の基準を満たした場合に知事が認証する制度。

3 参考指標（基本計画資料3より）

前掲の指標に加えて、広く男女共同参画の推進状況の参考とします

項目	計画策定値 (R3年度)	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値
基本目標I 社会全体における男女共同参画の実現				
市議会における女性議員の割合	16.7%	16.7%	22.2%	31.3%
男女共同参画に関する講座、イベント等の実施数	2回	2回	2回	2回
市民満足度調査における「男女共同参画社会」に係る満足度のポイント	満足度 3.843	満足度 3.748	満足度 3.855	満足度 3.769
外国人との相互理解を深めるためのイベント・講座等の開催数	2回	3回	27回	20回
基本目標II 家庭における男女共同参画の実現				
認可保育所等の待機児童数	2人	2人	1人	0人
認知症サポーター養成講座受講数	753人	695人	671人	573人
健幸いきいき広場参加者数（延べ）	1,497人	2,365人	2,738人	2,878人
特定健康診査の受診率	36.7%	41.3%	40.7%	40.1%
基本目標III 地域における男女共同参画の実現				
行政区長に占める女性の割合	4.9%	3.8%	3.9%	6.3%
町内会長（自治会長）に占める女性の割合	5.2%	7.8%	7.8%	5.2%
基本目標IV 教育の場における男女共同参画の実現				
市内小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	41.2%	29.4%	29.4%	23.5%
市内小・中学校のPTA会長に占める女性の割合	37.5%	12.5%	12.5%	25%
基本目標V 働く場における男女共同参画の実現				
市の男性職員の育児休業取得率	10%	57.1%	14.3%	28.6%
市の男性職員の育児休業取得者数	1人	4人	1人	2人
岩沼市農協役員に占める女性の割合	10.5%	10.5%	9%	9%
岩沼市商工会役員に占める女性の割合	11.1%	12%	12%	12%

4 令和6年度における男女共同参画施策の実施状況

基本目標 I 社会全体における男女共同参画の実現

基本方針 1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進

1. 実施状況

令和6年4月1日現在の本市の全34審議会等における女性委員の登用率は33.0%となり、県内市町村平均の29.5%を上回っています。（表1、表2参照）

また、市議会議員の女性が占める割合は、31.3%（16人中5人）となっています。

市職員の管理職の女性の登用率は、26.8%で宮城県や全国の市町村、県内市町村の23.9%を上回っており、わずかながら数値は上昇傾向にあります。

内閣府が公開している「令和7年版男女共同参画白書」にて、民間企業の管理職に占める女性の割合は、係長級24.4%、課長級15.9%、部長級9.8%となっています。（図1参照）

表1 岩沼市の（地方自治法180条の5、202条の3に基づく）審議会等における女性委員の登用状況
(各年度4月1日現在)

年度	審議会等の数	委員総数	女性委員数	割合
R4	33審議会	372人	124人	33.3%
R5	35審議会	397人	138人	34.8%
R6	34審議会	385人	127人	33.0%

表2 審議会等における女性委員の登用状況の比較
(各年度4月1日現在)

年度	岩沼市	県内市町村	宮城県	全国(市町村)
R4	33.3%	28.2%	39.3%	27.6%
R5	34.8%	28.6%	38.9%	28.0%
R6	33.0%	29.5%	38.4%	28.5%

表3 女性公務員における管理職登用状況の比較
(各年度4月1日現在)

年度	岩沼市	県内市町村	宮城県	全国(市町村)
R4	24.3%	21.9%	10.8%	16.5%
R5	26.3%	22.4%	10.1%	17.1%
R6	26.8%	23.9%	9.6%	17.6%

2. 参考

項目	R4	R5	R6
市議に占める女性の割合 (各年度4月1日現在)	16.7%	22.2%	31.3%
各種審議会等における女性委員長の割合 (各年度4月1日現在)	6.1%	2.8%	0%
各種研修会等への市職員派遣人数	1,423人	1,145人	907人
男女共同参画に関する講座・イベントの数	2回	2回	2回

図1 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



参考：内閣府ホームページ「令和7年版男女共同参画白書」1 令和6年度男女共同参画社会の形成の状況より

基本方針2 男女の固定的役割分担意識の解消

1. 実施状況

市が作成する広報紙等の内容・表現については、性別による固定的役割分担意識を助長するものとならないよう、日常的に男女共同参画の視点から点検を行いました。

市広報紙や市ホームページを通じた意識啓発に努め、市役所で「男女共同参画パネルキャラバン」を開催しました。また、男女共同参画週間に合わせ、岩沼市民図書館で男女共同参画に関する書籍を展示しました。

基本方針3 あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成

1. 実施状況

性別や障害の有無、国籍、性的指向等の有無に関わらず、あらゆる人々が安心して暮らせる社会が実現できるよう、広報紙やホームページで人権等の啓発を行いました。

令和6年度は毎年開催している人権教室に加え、市内保育所3カ所で人権の花運動を実施し、花の植栽を通じて思いやりやお互いを尊重する心、命の大切さなどを学び、人権意識の向上を図りました。市内小学校では、高学年向けにインターネットと人権に関する教室を実施し、情報化社会で生活する上での情報モラルの啓発と人権意識の向上を図りました。

また、「第9期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」^{※1}と「岩沼市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」^{※2}に基づき、令和6年度から各種施策を推進しました。

外国人住民と関わりがある市民や、従業員を雇用する企業をサポートするための岩沼市外国人相談窓口を設置し、日本人と一緒に日本語を取得する場として、対話型形式の日本語ひろば（全17回）、交流体験型形式のフットサル大会や料理教室を開催しました。また、外国人と地域住民が交流できる場や日本文化の理解と地域住民との共生、相互理解促進につなげる交流の機会作りを目的とした交流イベント等（3回）を開催しました。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
身体障害者手帳の所持人数	1,432人	1,443人	1,449人
人権相談所開設数	12回	12回	12回
外国人との相互理解を深めるためのイベントや講座等の開催数	3回	27回	20回

^{※1}第9期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者に関する保健・医療・福祉施策と介護保険制度を体系的に推進し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けて高齢者計画と介護保険事業計画を一体的に策定する計画。（令和6年度～令和8年度）

^{※2}岩沼市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

国の指針や県の方向性を踏まえ、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応した新たな計画。市総合計画及び市地域福祉計画の方向性を踏まえた個別計画として位置付けられる。（令和6年度～令和8年度）

基本方針4 あらゆる暴力の根絶への取組

1. 実施状況

人権相談や家庭児童相談では、DV^{※3} や児童虐待等の問題について、広く市民の相談を受け付けています。家庭児童相談における虐待に関する相談件数は減少傾向にあります。

地域・福祉・教育・警察・児童相談所等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」^{※4}において、保護者から虐待を受けている児童の早期発見及び適切な保護措置を講じました。高齢者の虐待については、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、虐待が疑われる高齢者の権利擁護に努めました。前年度と比べて虐待、権利擁護相談の件数が減少しましたが、相談の要因はさまざまあり、複数回相談が発生する場合や、1回の相談で完結する場合もあり、年度ごとにばらつきがあるものと捉えています。

市役所1階から6階の女子トイレにDV等相談先カードを設置し、気軽に手に取ってもらえるよう、相談窓口の周知の工夫に取り組みました。

また、市内のスーパーや郵便局、ドラッグストアなどにみやぎ男女共同参画相談室の周知カードを配布しました。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
DV相談件数	73件	46件	27件
家庭児童相談における虐待に関する要保護児童相談件数	1,102件	979件	865件
家庭児童相談における虐待に関する要保護児童相談実人数	89人	79人	74人
人権相談の相談件数	9件	8件	0件
高齢者虐待相談件数	241件	388件	157件
高齢者権利擁護相談件数	542件	646件	276件

※3 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫やパートナー等の親密な関係にある、または、あつた男性から女性に、または女性から男性に対してふるわれる暴力。

※4 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法の規定に基づき、要保護児童（保護者がいない、または保護者に監護させることが不適当な児童、虐待児童を含む。）の早期発見および適切な保護を図るため、設置する協議会。市長が委嘱または任命する。任期2年。

基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現

基本方針1 共に築く家庭生活への支援

1. 実施状況

家庭における男女共同参画の促進については、男女が共に協力をし、家庭生活を営む必要があるため、市広報紙や市ホームページを通じた意識啓発に努めました。

子育て支援センターでは、事業実施に際して父親（男性）限定の講座を設けず、男女の区別なく「子育て中の方」を対象として講座を開催しました。男性の事業参加人数は増加傾向にあり、男性も事業へ参加しようとする意識が高まっています。

一般来館した父親や祖父等にも声をかけ、講座等に気軽に参加できるよう働きかけを行いました。行事名に「ママパパ」と表記し募集したところ、少数ですが父親からの募集もありました。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
各子育て支援センターで開催された子育て中の方向け企画事業男性参加人数	79人	357人	361人

※4年度は子育て支援センターと東子育て支援センターのみ。

基本方針2 子育て環境の充実への支援

1. 実施状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「第4期次世代育成支援行動計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、新たに「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「第4期次世代育成支援行動計画」^{※5}については、期間を1年延長する改訂を行いました。

保育所（園）においては、入所定員枠の弾力化や保育所の空き枠の公開、私立幼稚園の認定こども園化等を図り、待機児童の解消に努めました。

一方で、放課後児童クラブについては、小学1年生～3年生を優先的に受け入れていましたが、定員の増などにより4年生以上も受け入れができるようになりました。その結果4年生以上の加入申し込みが予想以上に増加し、待機児童数も増加しました。今後、加入希望者の真のニーズを見極めながら、受け入れ体制や長期休業の利用について今後検討する考えです。

また、令和6年度に子育て支援パッケージ（第1弾）^{※6}を実施し、保育料の第2子以降無償化や3歳以上児への米飯無償提供などの事業を展開し、子育て環境の充実を図りました。

^{※5} 第4期次世代育成支援行動計画・第3期子ども・子育て支援事業計画

子どもや子育て家庭をめぐる現状と課題を踏まえ、保育・子育て支援サービスの需給見通しや整備方策を示すとともに、施策の方向性や実施体制を明らかにしている。今後策定予定の岩沼市こども計画へ引き継がれる。

^{※6} 子育て支援パッケージ

こどもや子育て世帯への支援策を一体的に講じることにより、人口の増加、特に子育て世帯の移住・定住を図り、市内外から「子育てしやすいまち」として選ばれるとともに、若い世代が集う活気あるまちづくりを目指す

2. 参考

項目	R4	R5	R6
認可保育所等の定員数 (延長保育の実施箇所、乳児保育等の実施箇所を含む)	924人	924人	924人
認可保育所等の入所者数 (3月1日現在)	949人	957人	963人
認可保育所等の待機児童数 (4月1日現在)	2人	1人	0人
放課後児童クラブの登録者数	570人	582人	607人
放課後児童クラブの待機児童数 (4月1日現在)	16人	2人	45人

◇ 子ども・子育て支援新制度

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的にスタートした制度。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっている。

◇ 岩沼市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する施策等を推進するために設置された会議。子ども・子育て支援事業計画に関することおよび施策の総合的かつ計画的な推進に關し、必要な事項、施策の実施状況を調査審議する。委員数10人、任期2年。

基本方針3 介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援

1. 実施状況

全国的に高齢化が進む中、本市における令和6年度末の要介護認定者数^{※7}は2,298人を示し、高齢化率^{※8}も28.1%となっています。

本市では、「第9期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき“高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくり”を基本理念として、高齢者が自らの経験や知識を十分に生かして積極的に役割を果たせるよう、多様性・自発性を尊重しながら高齢者の社会参加・生きがいづくり促進を図る施策を展開しました。医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援の確保に向けて、連携・協働の体制づくりや地域包括支援センターの機能強化を図ります。

高齢者等見守り協定機関等と連携し、高齢者の見守りや行方不明時の捜索協力など、地域における見守り体制づくりの充実を図るなど、自助・互助・共助・公助による高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を進めています。

地域で認知症当事者やその家族を見守り、支援ニーズとサービスをつなぐ仕組みである「チームオレンジいわぬま」が各地域包括支援センターを拠点として地域の実情を踏まえた活動を展開しました。

高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防、地域内の支え合い体制の確立を図ることを目的とし、歩いて行くことができる身近な場所に交流サロンを開設した団体に対する補助を行いました。

軽運動を中心とした教室等への参加者が増加傾向にあり、住民主体の活動への支援を含め、フレイル予防の視点を取り入れた支援に取り組みました。

表4 高齢者人口等 (各年度3月31日現在)

年度	総人口	高齢者人口	高齢化率	要介護認定者
R4	43,489人	11,996人	27.6%	2,177人
R5	43,387人	12,094人	27.9%	2,215人
R6	42,960人	12,077人	28.1%	2,298人

2. 参考

項目	R4	R5	R6
サロンの補助団体数	1団体	1団体	1団体
老人クラブ活動補助団体数	24クラブ	21クラブ	20クラブ
認知症サポートー養成講座の参加人数	695人	671人	573人

※7 要介護認定者数

要介護（寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態）、要支援（家事や身支度等日常生活に支援が必要となった状態）認定者数。要支援1～要介護5の認定者数。

※8 高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の占める割合。

基本方針4 男女の生涯にわたる心と身体の健康支援

1. 実施状況

病気や要介護状態にならず、自分らしく生き生きとした生活をいつまでも送ることができるように、健康寿命^{※9}を延ばすことは健康づくりの大きな柱です。本市においては令和6年度から「第3次岩沼市健康づくり市民計画」^{※10}に基づき、市民への運動普及啓発活動を実施し、運動普及リーダーの協力を得ながら、家庭・地域で手軽にできる運動の普及に努めました。

そのほか、子どもを対象とした健康診査の実施やおたふくかぜワクチン等の法定外予防接種の公費助成、妊産婦への訪問指導などを行いました。医療費の助成制度では、子育て世代の経済的負担の軽減と受療機会の確保を図るため、対象年齢を18歳到達年度の末日まで拡大するとともに、保護者の所得制限も撤廃しました。

安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援のほか、助成が受けられる妊婦一般健康診査受診票及び産婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票の交付、マタニティーキーホルダーの無償配布、出産・子育て応援給付金の制度を周知を行いました。

性に関する教育として、小学校では第二次性徴や心身の変化への理解、中学校では、妊娠や性感染症の予防、他者との関係性などについて授業を中心に指導を行いました。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
特定健康診査受診率	41.3%	40.7%	40.1%
3カ月児健康診査の受診率	100%	97.9%	100%
1歳8カ月児健康診査の受診率	99.3%	97.3%	100%
3歳児健康診査の受診率	100%	97.6%	99%
母子・父子家庭医療費助成受給対象者	332人	383人	312人

^{※9} 健康寿命

病気や認知症、寝たきりにならない状態で、介護を必要としないで生活できる期間のこと。

^{※10} 第3次岩沼市健康づくり市民計画

健康増進法に基づく市健康増進計画。市民の健康増進及び健康課題の改善に向け「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むこと（自助）を基本とし、それをお互いが支え合う（共助）のための仕組みや体制を整え（公助）、市民や関係機関と協働して健康づくりを推進することを目指した総合的な計画。計画期間：令和6年度～令和12年度。

基本目標Ⅲ 地域における男女共同参画の実現

基本方針1 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進

1. 実施状況

本市においては「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」^{※11}を策定し、市・警察及び関係団体等が相互に連携しながら防犯体制づくりに取り組みました。一人暮らし高齢者等の見守り体制については、市内の金融機関や生協などと協力協定を締結しています。

地域活動については、岩沼西コミュニティセンターと玉浦コミュニティセンターを活動の拠点施設として、コミュニティ活動の支援と推進を図りました。

いわぬま市民交流プラザ内に設置している市民活動サポートセンターでは、地域活動をしたい市民等に対して、市民活動に関する情報提供や講座を開催し、参画の促進を図りました。

依然として区長・町内会長は男性が多く、民生委員・児童委員は女性が多い状況です。地域の中でそれぞれが力を発揮し、重要な役割を担うことが期待されています。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
市の区長に占める女性の割合	3.8%	3.9%	6.3%
町内会長（自治会長）に占める女性の割合	7.8%	7.8%	5.2%
民生委員・児童委員における女性の割合	78.9%	78.2%	77.6%

基本方針2 防災計画・活動における男女共同参画の推進

1. 実施状況

本市では、東日本大震災を教訓に災害を身近な問題として危機管理の向上に努め、津波や土砂災害を想定した防災訓練、防災講習会などを実施し、女性の参画を推進してきました。令和6年度も市総合防災訓練や防災士意見交換会を開催し、女性を含む防災士が地域の自主防災組織へ主体的に参加し、地域の防災リーダーとして活躍するよう取り組みました。市防災士資格取得支援事業を活用しての防災士資格取得者4人中、女性は1人となっています。また、令和7年度は市防災会議委員の更なる委嘱にあたり、女性委員の登用を図ります。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
市防災会議委員における女性の割合	3.3%	22%	22%
市防災士資格取得支援事業による女性防災士の割合（累計）	21.4%	25%	25%

^{※11} 「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」

市民が安全・安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指して、平成19年10月1日に施行された「岩沼市安全・安心まちづくり条例」に基づき策定した計画。

基本目標IV 教育の場における男女共同参画の実現

基本方針1 生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現

1. 実施状況

市内の小中学校では、総合的な学習の時間や道徳教育、職場体験授業など、あらゆる教育活動を通じて男女平等教育および人権教育を推進しています。また、教職員を対象とした校内研修や各種講座等を開催し、男女共同意識の定着を図りました。

就学時健診に合わせて子育て・親育ち講座を実施し、子育ては親だけでなく、祖父母、教師、地域など、多様な方々が協力して行うものであると伝えました。

地域、学校、行政との連携では、グリーンピア岩沼での里山体験学習等を実施し、児童・生徒、教職員等の健康保持・増進を図りました。放課後子ども教室事業では、小学校の余裕教室を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動等に取り組みました。

また、保健師や養護教諭等との連携により、性感染病予防や性に関する正しい知識を習得し、子どもを産むための健康な体作りについての健康教育、健康を損なう喫煙や飲酒、薬物乱用などを防止するための学習を推進しました。

さらに、各学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配備し、学校生活に悩みを抱えている児童・生徒一人ひとりにきめ細やかに対応する体制づくりを推進しました。

公民館講座では、講座のテーマや内容を工夫して、男性が参加しやすい講座を開催することで男性の参加者が増加傾向にあります。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
市立小中学校の校長および教頭に占める女性の割合	29.4%	29.4%	23.5%
市内小・中学校のPTA会長及び副会長に占める女性の割合	63.6%	61.8%	59%
子育て・親育ち講座の参加人数	138人	123人	334人

基本目標V 働く場における男女共同参画の実現

基本方針1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

1. 実施状況

本市においては、労働関係法令や制度の周知のため、市民からの問い合わせ時などに国や県が作成した事業主に対する資料等の情報提供を行いました。

令和6年度には「男女共同参画推進研修」を開催し、ハラスメント防止のための講話やグループワークを通じて、すべての人が働きやすく自らの力を発揮できる職場環境づくりについて考える機会となりました。

また、宮城県が実施している「女性のチカラを活かす企業認証制度」について、市ホームページに掲載し周知を図りました。

2. 参考

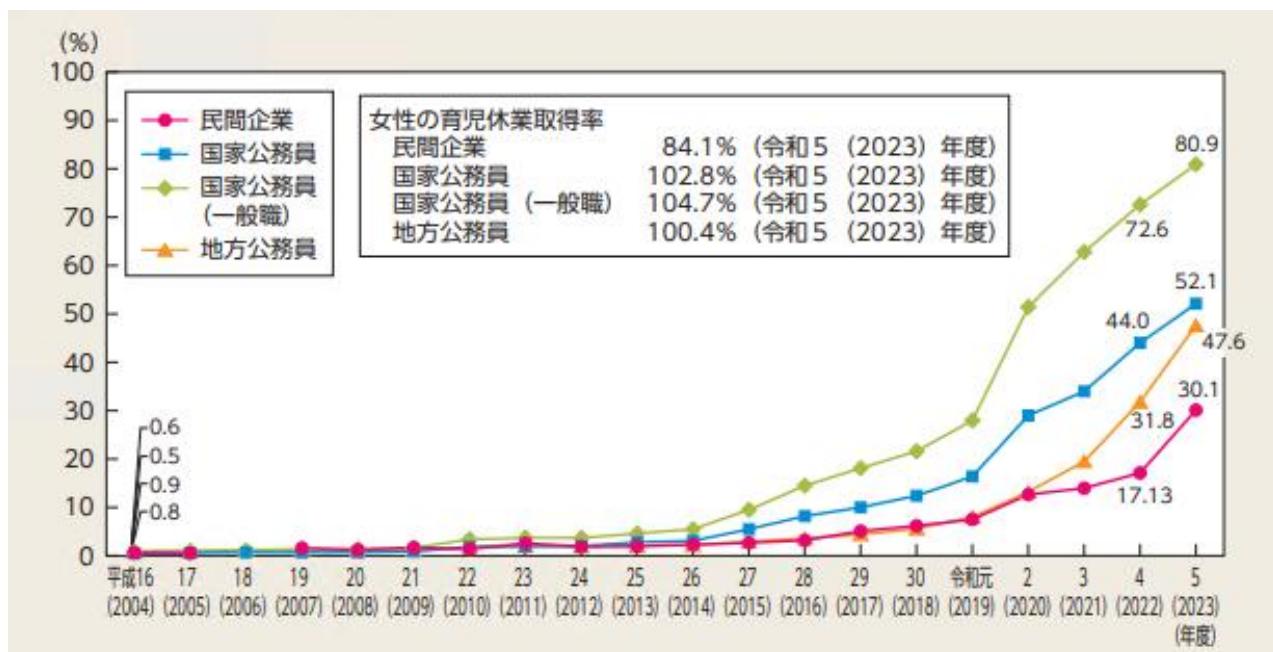
項目	R4	R5	R6
「女性のチカラを活かす企業」 認証企業数	5社	6社	6社

基本方針2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1. 実施状況

内閣府の「令和7年版男女共同参画白書」によると、近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、民間企業が30.1%、国家公務員が52.1%（一般職80.9%）、地方公務員が47.6%となっています（図2）。岩沼市役所では、所属長への周知を通じ、男性職員も育児参加のための休暇等を積極的に取得できる職場環境の整備に努めました。

図2 男性の育児休業取得率の推移



参考：内閣府ホームページ「令和7年版男女共同参画白書」1 令和6年度男女共同参画社会の形成の状況より

2. 参考

項目	R4	R5	R6
岩沼市職員の育児休業 ^{※12} 取得率（男性）	57.1%	14.3%	28.6%
岩沼市職員の育児休業取得者（男性）	4人	1人	2人
岩沼市職員の育児休業取得率（女性）	100%	100%	100%
岩沼市男性職員の育児参加休暇 ^{※13} 取得者	4人	3人	3人
岩沼市職員の介護休暇取得者数（男性）	1人	1人	1人
岩沼市職員の介護休暇取得者数（女性）	1人	1人	1人

※12 育児休業

3歳に満たない子を養育するために、3歳の誕生日の前日まで休業できる制度。

※13 育児参加休暇

妻（内縁関係にある者を含む）が出産する場合に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇。

基本方針3 職業能力開発の支援

1. 実施状況

名取市と共同で中途採用者向けに開催する出張ハローワークを実施し、労働者に関する法律や制度等の情報を市広報紙や市ホームページで提供しました。

また、ひとり親家庭の経済的な自立支援を目的に、就業に有利な知識や技術を取得するための講習会や相談および求人状況など、経済支援に関する情報を市広報紙や市ホームページで提供しました。

基本方針4 農業や商工自営業等に従事する女性への支援

1. 実施状況

令和5年度の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選で、女性が委員長となり、女性委員の人数も増加しました。令和8年度に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選があるため、女性の登用に向けて周知を行っていきます。

商業の振興と商店街の活性化を図るため、中小企業の経営安定を図るため資金貸付を行いました。

いわぬま市民交流プラザ内にチャレンジショップスペースを設け、本格的な起業へのステップとして実際の店舗で経験を積みたい方を支援しました。令和6年度には新たに1店舗が出店し、女性が事業主となっています。

出店者への支援としては、相談機関を案内し、研修会の紹介や参加を促し、スキルアップにつながる支援を行いました。

また、創業支援事業として地域課題の解決、地域経済の活性化等に資するビジネスの創業者に対し、ビジネススタート補助金の申請者を募集し、2件交付しました。

2. 参考

項目	R4	R5	R6
農業委員に占める女性の割合	5%	9%	9%
岩沼市農協役員に占める女性の割合	10.5%	9%	9%
商工会役員における女性の割合	12%	12%	12%
チャレンジショップの出店件数（うち女性）（累計）	9件（7件）	12件（10件）	13件（11件）

資料】令和6年度いわぬま男女共同参画推進プラン実施状況調査結果

基本目標	I 社会全体における男女共同参画の実現			
基本方針	1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)市の審議会等委員の均等な男女比率の促進	①女性委員の登用率の向上	・関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等における女性の割合 33.0% (男性 258 人、女性 127 人) ○市議に占める女性の割合 31.3% (男性 11 人、女性 5 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の状況や課題等を踏まえ、委員の改選時期を利用して、女性委員の登用率向上を図る。
	②女性委員のいない審議会等の解消		<ul style="list-style-type: none"> ○女性委員のいない各種審議会等の数 3 審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ※180 条の 5、202 条の 3 に基づく。
	③委員公募制の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○委員公募制による審議会等の数 3 審議会 ○公募委員における女性の割合 70% (男性 3 人、女性 7 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ※180 条の 5、202 条の 3 に基づく。
(2)市の審議会等における女性委員長の登用促進	①男女双方の意識の向上、啓発	・関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等における女性委員長の割合 0% (39 審議会中 0 審議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の状況や課題等を踏まえ、委員の改選時期を利用して、女性委員の登用率向上を図る。
(3)市職員の男女均等な管理職への登用促進	①男女平等な研修及び能力開発の機会付与	・総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会等への職員派遣人数 907 人 (性別問わず) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県市町村職員研修所や市で実施する研修等に職員を派遣した。 ・リモートラーニング研修を実施した。
	②性別にかかわらず能力・適性を重視した登用と職域の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ○市の全管理職における女性の割合 26.8% (男性 30 人、女性 11 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の女性管理職の登用を進めるため、研修等による女性職員の資質向上や意識改革及びリーダーの育成を図る必要がある。
(4)男女共同参画の視点を持った人材の育成	①意識改革のための学習機会の拡大と推進	・総務課 ・まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会等への職員派遣人数 907 人 (性別問わず) ○男女共同参画に関する講座等の開催回数 2 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県市町村職員研修所や市で実施する研修等に職員を派遣した。 ・「男女共同参画推進研修」及び「パネルキャラバン」を開催。

◇担当課については、令和6年度時点の部署名を記載しています。

基本目標	I 社会全体における男女共同参画の実現			
基本方針	2 男女の固定的役割分担意識の解消			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供	①広報いわぬま等による意識啓発	・まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページに男女共同参画推進条例、基本計画等を掲載、市広報紙にも男女共同参画週間にに関する記事を掲載し、啓発を行った。 ○男女共同参画週間に合わせ、図書館で男女共同参画に関する図書のコラボ展示を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや市広報紙へ掲載を通じ、継続的な啓発を行う。 ・今後も継続して図書館コラボ展示を実施し、啓発を行う。
	②講座・ワークショップの開催		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する講座等の開催回数 2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進研修」及び「パネルキャラバン」を開催。
(2)男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供	①調査・研究の実施と結果の公表	・まちづくり政策課 ・生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会の開催回数 1回 ○審議会等における女性委員の登用状況の調査回数 2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、県が実施する調査に合わせ、男女共同参画に関する調査を実施している。
	②図書館、生涯学習施設等の資料充実		<ul style="list-style-type: none"> ○図書館では、男女共同参画白書を毎年購入している。また、男女共同参画担当課と協力して関連資料を用いた特集展示を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も男女共同参画に関する資料があれば取り入れながらそれを利用した企画の実施などで周知に努めていきたい。
	③市の現状を把握するための調査方法の検討と実施		<ul style="list-style-type: none"> ○毎年、いわぬま男女共同参画推進プランの進捗状況調査を実施し、公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係各課に調査を実施し、公表する。
(3)市の情報メディアでの男女平等理念への配慮	①市が作成する刊行物等の表現への配慮	・まちづくり政策課 ・関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報紙及びホームページの内容・表現について、男女共同参画の視点から校正を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙や市ホームページ等の内容・表現については、性別による固定的役割分担意識を助長するものとならないよう、日常的に男女共同参画の視点から校正を行っている。

基本目標	I 社会全体における男女共同参画の実現			
基本方針	3 あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)あらゆる人の人権が尊重される社会の推進	<p>①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発</p> <p>②人権相談所の設置と内容の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり政策課 ・健康増進課 ・社会福祉課 ・介護福祉課 ・危機管理課 ・子ども福祉課 ・関係各課 	<p>○法の日(10/1)や人権週間(12/4~10)に合わせた特設相談所等の開設について、市広報紙に掲載した。</p> <p>○人権週間に市内商業施設で人権に関するリーフレット等を配布し、啓発を行った。</p> <p>○市内保育所3か所で人権の花運動を実施し、花の植栽を通じて、思いやりや互いを尊重する心を養うとともに、命の大切さや育てる楽しさを体験することで、人権意識の向上を図った。</p> <p>○小学校高学年向けにインターネットと人権をテーマにした人権教室を開催し、情報化社会で生活する上でのインターネットの正しい利用方法や情報モラルの啓発、人権意識の向上を図った。</p> <p>○人権相談の開設12回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権について認識している市民が少なく、今後も啓発を継続していく必要がある。 ・人権相談件数0件

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	③一人暮らし世帯等地域から孤立する可能性がある全ての人や家庭が安心して暮らすための見守り、買い物支援、災害時支援等の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○交流サロン事業費補助金の交付件数 1件 ○高齢者等緊急通報システム利用人数 62人 ○避難行動要支援者 (4, 440人) ○避難の実効性を高めるため、名簿対象者の精査を行い、653人が名簿掲載者となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の社会的孤立の解消、地域内での支え合い体制の確立のために、住民主体による交流サロン活動に対して支援した。今後も高齢者等の交流活動の促進を図る。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯等、支援を必要とする在宅の高齢者に対して、急な体調の変化があった場合に緊急時の通報ができるよう、自宅に通報装置を取り付けるサービスを提供した。引き続きサービスの周知に努める。 ・個別避難計画の策定に向けた府内関係部署や関係機関と連携体制の構築が求められる。
	④障害者が地域で自立して暮らすための日常生活や社会生活の支援		<ul style="list-style-type: none"> ○岩沼市障害支援区分認定審査会委員 計 20人 (男性 17人、女性 3人) ○すぎのこ学園通園児童数 17人 (母親の参加が主だが、父親行事参加 13人、通常療育 3人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域のつながりの中でいきいきと安心して暮らせるよう、適切なサービスを受けるための障害支援区分の認定審査を行った。 ・障害福祉サービスの利用者は年々増加しており、今後もサービスを希望する障害者に適切なサービスを給付できるよう努めていく。 ・下の兄弟が出生後も引き続き通園できるよう、父親の平日の休日を登園日にあてたり、祖父母との登園を推奨し家族がチームとなって、子育てに取り組めるよう環境を整えた。 ・両親で子どもの特性への理解が進み、対応の不安が減るよう、研修会への参加も促していく。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	⑤性的マイノリティや性的指向、性自認等への理解促進の啓発と相談体制の整備		<p>○ホームページにおいて、LGBTを始めとする各種相談窓口の周知を図った。</p> <p>○市役所1階から6階に「みやぎ男女共同参画相談室」の周知カードを設置した。</p> <p>○市内スーパーなどに「みやぎ男女共同参画相談室」の周知カードの設置を依頼した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も啓発活動を継続する。 ・引き続き、市役所1階から6階に「みやぎ男女共同参画相談室」の周知カードを設置。
(2) 多文化共生社会の形成促進	①外国人との相互理解を深めるためのイベント・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり政策課 ・学校教育課 ・関係各課 	<p>○外国人向け日本語教室「いわぬま日本語ひろば」の開催(延べ参加者数:274人)。</p> <p>○体験交流型の日本語取得の場として、「IWANUMAフレンドリーマッチ」、「料理を通して交流する会」を開催した。</p> <p>○外国人との相互理解を深めるためのイベントとして、「ございん IWANUMA ワールドフェス」を開催。</p> <p>○多文化共生に関する勉強会及び相談会を開催した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と外国人住民が円滑なコミュニケーションを図ることを目的として開催した。 ・定期的な日本語教室の実施により、使える単語が増えたり、円滑に会話をすることができるようになったり、少しずつ日本語能力の向上が感じられたことから、今後も継続して開催する。 ・外国人住民が安心して暮らせるよう、防災に関する勉強の機会を設け、外国人住民及び地域の防災力の向上につなげることも必要を感じている。
	②外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び就学上の困難に対する実態に即した支援		○宮城県から、日本語指導に係る講師2人の派遣を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・言語の指導により、児童・生徒の学習及び生活面の支援を行うことができる。 ・就学の機会確保ができている。 ・保護者からは、指導をしてもらいありがたいという声が上がっている。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	③多言語での情報提供や相談体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページに掲載した多言語での情報提供件数 6 件 (岩沼市外国人相談窓口の開設、MIA, CLAIR, インフルエンザ対策、雇用対策情報、外国人県民のための防災ハンドブック)。 ○いわぬま i キッズアプリ (母子手帳アプリ)で育児に関する市からのお知らせを多言語で配信した。 ○ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」を配信した (英語対応)。 ○岩沼市外国人相談窓口を設置した (相談件数延べ 100 件)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、5月に外国人住民の就職活動の相談で件数が増え、相談実績は1カ月平均 8.3 件だった。外国人住民にとって相談できる場所があることは安心につながると言える。今後は企業等への訪問を増やし、外国人を雇用する企業等のニーズを把握する。
	④気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○体験交流型形式の日本語習得の場「IWANUMA フレンドリーマッチ」(参加者数: 44 人)、「料理を通して交流する会」(参加者数: 20 人)を開催した。 ○多文化共生国際交流イベント(ございん IWANUMA ワールドフェス)を開催した(参加者数: 約 330 人)。 ○地域住民と外国人が交流する場をつくるため、多文化共生に関する勉強会を開催した(参加者数: 27 人)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の居場所として、気軽に集まれる場を引き続き提供していく。 ・外国人住民が参加しやすい交流会として、交流イベント「ございん IWANUMA ワールドフェス」を開催した。地域住民との交流機会、相互理解の場として効果が期待できることから、継続して事業を実施していく。 ・技能実習生が安心して生活を送れるよう、防災に関する勉強の機会を設け、外国人住民及び地域の防災力の向上につなげていくことも必要と感じている。

I 社会全体における男女共同参画の実現				
基本目標	4 あらゆる暴力の根絶への取組			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)県・他自治体等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援強化	①一時保護施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども福祉課 ・関係各課 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者の緊急一時保護件数 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のDV案件に対し、高齢福祉部門と連携しながら対応した。
	②被害者に対する生活・就業等自立のための支援		<ul style="list-style-type: none"> ○自立に向けた支援措置件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の虐待の状況に応じて、国・県の関係機関や関係市町と連携し、緊急一時保護や自立支援等の必要な支援を行っていく。
(2)警察・医療機関等関係機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施	①関係機関の定期的な情報交換による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども福祉課 ・社会福祉課 ・介護福祉課 ・生活環境課 ・学校教育課 ・危機管理課 ・まちづくり政策課 ・生涯学習課 ・市民・税務課 ・健康増進課 ・関係各課 	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の開催回数 2回、実務者会議 4回 ○青少年室運営協議会、青少年室相談員会議の会議の開催回数 1回 ○名取・岩沼地区被害者支援連絡協議会において、犯罪被害者等支援条例及び支援金給付に係る情報交換を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「要保護児童対策地域協議会」において、保護者から虐待を受けている児童の早期発見及び適切な保護や支援を図っている。 ・青少年室運営協議会は女性委員が5割を占める。今後も女性委員の割合を維持していく。 ・犯罪被害者等の支援について、関係機関と更に連携を深め、適切な支援につなげていく。
	②関係機関との連携による被害者の安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ○母子生活支援施設入所 0人 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携を図りつつ、支援体制の構築に努める。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	③相談しやすい体制の整備		<p>○市ホームページへの掲載の他、DV 相談ナビ及びみやぎ男女共同参画相談室周知用カードを市役所 1 階から 6 階女子トイレに設置し、相談窓口の周知を行った。</p> <p>○開庁日において家庭児童相談を開催した。</p> <p>○高齢者虐待相談件数 延べ 157 件、権利擁護相談件数 延べ 276 件</p> <p>○犯罪被害者等支援の総合相談窓口を設置した（相談件数：2 件）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も啓発活動を継続する。 ・引き続き、市役所 1 階から 6 階に周知カードを設置。 ・家庭児童相談について、引き続き相談しやすい体制構築に努める。 ・相談窓口が周知されており、発生前の相談件数が増加した。引き続き、内部・外部との連携の強化。特に医療機関とのスムーズな連携を図ることができるよう取り組む。また、あらゆる暴力の防止についても関係機関と連携を図り周知活動等取り組む。
	④被害者の個人情報保護体制の徹底		<p>○住民基本台帳事務における支援措置決定件数 81 件</p> <p>○犯罪被害者等からの住基ブロックの依頼：0 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援の総合相談窓口の周知を図っていく。 ・第 3 期安全・安心まちづくり基本計画を基に、今後も犯罪被害者等に対する市民等の理解促進、体制の整備に努めていく。 <p>・DV 行為等の加害者が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図った。今後も警察をはじめとする関係機関と連携し、支援の必要性に応じた措置を講ずる。</p> <p>・住基ブロック等の支援について、市民・税務課と連携を図るとともに、関係機関との情報共有時の個人情報の取扱い（記録等を含む）に留意する。</p>

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	⑤メディア・リテラシーの向上		○全小中学校で、SNSやネットトラブルを防ぐための情報モラル教育を行った。	・今後も子どもの発達段階に合わせた情報モラル教育を続ける。
(3)DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	①相談体制の充実・相談窓口の周知	・子ども福祉課 ・まちづくり政策課	○家庭児童相談における虐待に関する要保護児童相談件数 865 件(実人数 74 人) ○DV 相談件数 27 件 (実人数 9 人) ○要保護児童対策地域協議会にて相談窓口のチラシを配布した。 ○人権相談件数 0 件	・引き続き、家庭児童相談を通じ、必要な支援を行っていく。 ・今後も継続して、定例の相談日を設ける他、人権擁護委員の日(6/1)、人権週間(12/4~10)に合わせた特設相談所等を開設する。
	②広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発		○高齢者虐待防止相談、人権相談、家庭児童相談、教育相談等の開設に関する記事を毎月市広報紙に掲載した。	・引き続き、各担当課と連携し、各種相談窓口の周知を行う。

II 家庭における男女共同参画の実現				
基本目標	1 共に築く家庭生活への支援			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)男女が協力し、責任を負うという意識の啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	・まちづくり政策課	○市ホームページに男女共同参画推進条例、基本計画等を掲載し、市広報紙にも男女共同参画週間にに関する記事を掲載し、啓発を行った。	・引き続き、ホームページや市広報紙を通じて啓発を行う。
(2)男性の家庭生活への参画促進	①家事や育児能力向上のための講座等の開催	・生涯学習課 ・子ども福祉課	○子育て・親育ち講座の参加者数 334人 ○事業実施に際して父親(男性)限定の講座を設けず、男女の区別なく「子育て中の方」を対象として講座を開催した。 ○子育て支援センター行事の父親の参加(延べ参加者数:361人)。	・ほとんどの保護者が集まる就学時健康診断の中で開催している。講座内容は、保護者にとって現在課題となっていることを提供している。子育てはかかる大人全員で行うことを伝えるようにしている。参加者は9割以上女性である。今後、講座の実施校数の増に努めていく。 ・支援センターの利用者として、両親と子どもという姿が徐々に増加している。
	②働く男性が参加しやすい講座等への配慮		○来館した際、父親や祖父等にも声をかけ、講座等に気軽に参加できるよう働きかけた。 ○行事名に「ママパパ・・・」と表記し募集したところ、少数であるがパパの参加があった。	・行事の企画を含めて男女を問わず参加、利用しやすいセンター運営に努める。 ・行事名に「ママパパ・・・」と表記し募集したところ、少数であるがパパの参加があった。

基本目標	II 家庭における男女共同参画の実現			
基本方針	2 子育て環境の充実への支援			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	・まちづくり政策課 ・子ども福祉課	○市ホームページに男女共同参画推進条例、基本計画等を掲載し、市広報紙にも男女共同参画週間にに関する記事を掲載し、啓発を行った。 ○「岩沼市次世代育成支援行動計画」「岩沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、仕事と生活を両立できるよう取り組んだ。	・引き続き、ホームページや市広報紙を通じて啓発を行う。 ・ワークライフバランスを実現できるよう、引き続き啓発に努める。
(2)安心して子育てができる環境の整備	①多様な保育サービスの提供、子育て支援センター・ファミリー・サポート・センターの充実、子育て支援のネットワークづくり等、子ども・子育て支援事業計画に基づく関係施策の推進	・子ども福祉課 ・学校教育課 ・関係各課	○認可保育所(園)の定員数 924人(入所者数:963人)(令和7年3月1日時点) ○障害児保育の実施個所数 10カ所 ○病児保育事業の実施箇所数 1カ所 ○放課後児童クラブの登録者数 607人 ○認可保育所等の待機児童数 0人(令和7年4月1日時点) ○放課後児童クラブの待機児童数 45人(令和7年4月1日時点) ○就学援助費受給児童数 233人 ○就学援助費受給生徒数 129人	・「岩沼市次世代育成支援行動計画」、「岩沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちの健やかな育成を支援するための各種施策を展開した。 ・保育所(園)においては、入所定員枠の弾力化、保育所の空き枠の公開や、私立幼稚園の認定こども園化等を図り、待機児童の解消に努めた。 ・一方、放課後児童クラブについては、小学4年生以上の加入申込が増加し、待機児童数も増加した。 ・子育て支援センターでは、「ファミリー・サポート・センター事業」や「親子ふれあい絵本事業」、子育てガイドブックやHappyチャイルドカレンダー、市広報紙、市ホームページを通して、子育てに関する情報提供や相談事業、「子育て応援者養成講座」での子育て支援者等の育成・養成等に取り組んだ。 ・これらのサービスについて保護者への一層の周知に努める。 ・ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援のネットワークを広げていく必要がある。

基本目標	II 家庭における男女共同参画の実現			
基本方針	3 介護環境等の充実と高齢者の社会参加への支援			
政策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)地域包括ケアシステムの推進	①各種在宅サービスの充実、相談体制の整備、介護保険サービスの円滑な運営など関係施策の推進	・介護福祉課 ・社会福祉課 ・関係各課	○市総人口 42,960人、高齢者人口 12,077人、高齢化率 28.1%、要支援・要介護認定者 2,298人 ○健幸いきいき広場 参加人数 延べ 2,878人 ○介護予防講話（出前講座等）参加人数 延べ 6,615人 ○地域介護予防教室 参加人数 延べ 9,282人 ○地域介護予防サロン 参加人数 延べ 626人	・地域包括支援センターを中心とした支援者が地域のニーズや現状を把握分析し、インフォーマルサービスを含めた必要なサービスにつなげることで住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援していく。 ・軽運動を中心とした教室等への参加者は増加傾向にある。住民主体の活動への支援を含め、フレイ儿予防の視点を取り入れた支援に引き続き取り組む。
(2)高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	①仲間づくり、生きがいづくりの活動支援など関係施策の推進	・介護福祉課 ・社会福祉課 ・産業振興課 ・関係各課	○敬老のつどい地域版対象者数 4,036人	・多年にわたり、地域社会の発展に貢献した労苦と功績に敬意を表するとともに高齢者の社会参加や地域づくりにつなげることを目的として80歳以上の高齢者の方々を招待して小学校学区毎の身近な会場において「敬老のつどい地域版」を開催した。 ・開催にあたり、催し物の内容や記念品の選定には対象者や地域の方々からご意見を伺いながら決定した。 ・当日会場に来ることができなかった対象者へは、介護事業所や老人クラブ、民生委員の協力を得て配布した。 ・対象者や意見交換会の意見、対象者数の増加に伴う会場の問題等により、全圏域対象に市民会館で開催する。
	②高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報、啓発		○シルバー人材センター等の募集を市広報紙にて行った。	・今後も継続していく。

政策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(3)人にやさしいまちづくりの推進	①バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・介護福祉課 ・市民・税務課 ・産業振興課 ・関係各課 	<p>○居宅介護（介護予防）住宅改修の利用件数 115 件</p> <p>○バリアフリー改修による住宅の固定資産税減免申請件数 2 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等の支援者からサービスを周知してもらい、必要な方へのサービス提供ができる。 ・リハビリの専門職に給付内容を確認を依頼し、必要性を検討してもらい適正給付につながっている。 ・制度について、市広報紙、市ホームページに掲載し、市民への周知に努めた。今後も関係各課と連携し、引き続き制度の周知を行っていく。

	<p>②男女隔たりなく、介護の悩み等を相談できるような地域、隣人の協力や見守りの体制づくりの推進</p>	<p>○家族介護教室の参加者数 89人 ○認知症サポーター養成講座の参加人数 573人 ○総合相談件数 8,393件 ○ケアマネジャー支援相談件数 456件 ○民生委員への高齢に関する相談件数 2,205件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族等を対象に、地域密着型通所介護事業所において家族介護教室を開催した。今後もより身近な地域で事業所や介護者同士がつながり、家族介護者の悩みや介護負担の軽減に資するような取り組みを推進する。 ・高齢者等見守り協定機関や協力機関と連携し、高齢者の見守りや行方不明時の捜索協力など、地域における見守り体制づくりを行っている。 ・認知症高齢者等が行方不明になった時、家族からの依頼により捜索協力者（市民サポーター等）へメール等を配信するシステムで、捜査協力をいただいた。 ・認知症に関する正しい知識と理解推進のため、認知症サポーター養成講座を開催した。受講した高校生や地域のボランティアの方々と共に認知症に関する普及啓発についても継続して行っていくとともに、世代を超えた交流会を開催していく。また、小学校における講座開催について、関係機関と協議のうえ検討する。 ・地域で認知症当事者やその家族を見守り、支援ニーズとサービスをつなぐ仕組みである「チームオレンジいわぬま」が各地域包括支援センターを拠点として地域の実情を踏まえた活動を展開している。
--	--	---	--

基本目標	II 家庭における男女共同参画の実現			
基本方針	4 男女の生涯にわたる心と身体の健康支援			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)男女の生涯にわたる健康の保持・増進	①健康教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・健康増進課 ・学校教育課 ・子ども福祉課 ・学校教育課 	<ul style="list-style-type: none"> ○がん予防教室の参加人数 2,141 人 ○骨粗しょう教室の参加人数 298 人 ○生活習慣病予防の料理教室の参加人数 40 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩沼市健康づくり市民計画」に基づき、病気や要介護状態にならず自分らしく生き生きとした生活をいつまでも送ることができるよう、健康寿命を延ばすための各種健康教室を開催した。
	②特定健康診査の受診率向上		<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査の受診率 40.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策の一環として、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者及び予備軍の減少を図るため、特定健康診査を実施し、受診者に対し、健診後に専門医、保健師、管理栄養士等による指導を行うとともに、生活習慣病予防のための料理教室や個別健康相談を実施した。
	③岩沼市健康づくり市民計画に基づく健康づくり運動の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり運動普及リーダー（定例会）参加人数 398 人 ○出前講座受講者数 131 人 ○各種運動講座受講者数 344 人 ○グリーンピア岩沼での各種運動教室の開催回数 1,377 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩沼市健康づくり市民計画」に基づき、市民への運動普及啓発活動を実施し、運動普及リーダーの協力を得ながら、家庭・地域で手軽にできる運動の普及に努めた。 ・グリーンピア岩沼では、温水プールやトレーニング設備等を活用した健康増進及び生涯学習の拠点施設として、市民一人ひとりが健康に关心を持ち、運動する楽しさを増進させるための各種運動教室を開催するなど、運動を継続、習慣化できるよう支援した。
	④心身の健康維持の支援強化		<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導（母子保健）件数 5,899 件 ○保健指導（心身障害）件数 170 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、成人、高齢者等の健康に関する疾病障害相談、健康増進相談、保健指導等の各種相談・指導を行った。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	⑤子どもの健康の管理・保持増進		<ul style="list-style-type: none"> ○3 カ月児健康診査の受診率 100.9% ○1歳8カ月児健康診査の受診率 100.4% ○2歳6カ月児歯科検診の受診率 99.0% ○3歳児健康診査の受診率 99.0% ○3歳児聴覚検査の受診率 93.9% ○3歳児視覚検査の受診率 100.3% ○乳児一般健康診査受診者数(2か月児) 215人 ○乳児一般健康診査受診者数(8か月児) 213人 ○子ども医療費受給者数 6,694人 ○子ども医療費助成件数 109,620件 ○就学時健康診断受診者数 354人 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に受診率は高いが、今後も受診率をさらに高めるため情報の発信を推進していく。 ・18歳までの児童に対し、医療費を助成し、健康維持や健全育成を図った。 ・乳幼児検診にて、未受診者の把握を行い、養育支援を必要としている家庭の早期発見、早期支援に努めた。 ・予防接種法に基づく定期予防接種の実施のほか、おたふくかぜワクチン等の法定外予防接種の公費助成を行った。 ・子育て世代の経済的負担の軽減と受療機会の確保を図るため、対象年齢を18歳到達年度の末日まで拡大するとともに、保護者の所得制限も撤廃した。
(2)妊娠・出産等に関する健康への支援	①妊娠・出産期における経済的負担の軽減制度の周知と夫の家事・育児への参画推進	・健康増進課 ・子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳の交付 215件 ○母子・父子家庭医療費助成受給対象者 312人 ○出産・子育て応援給付金の制度周知及び申請受付件数 470件 ○母子・父子家庭医療費助成件数 3,766件 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援のほか、助成が受けられる妊婦一般健康診査受診票及び産婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票の交付、マタニティーキーホルダーの無償配布を行った。また、経済的負担軽減の一環となる、出産・子育て応援給付金の制度周知及び申請受付を行った。 ・出産後の産後うつハイリスク調査および電話相談や再訪問等によるママサポート事業のほか、妊娠婦・新生児の訪問指導など、安心して生活できるような支援体制やサービスの充実に努めた。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	②相談体制や相談内容の充実と制度周知		<ul style="list-style-type: none"> ○乳児相談人数 16人 ○乳幼児相談人数 192人 ○乳児相談（集団）の相談人数 100人 ○妊婦一般健康診査の受診数 2,614人 ○赤ちゃんホットライン相談人数 460人 ○乳幼児発達相談人数 107人 ○ことばの相談人数 8人 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児相談、妊産婦訪問指導、赤ちゃんホットライン相談、ママサポート事業等を実施した。

III 地域における男女共同参画の実現				
基本目標	1 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1) 様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進	①男女共同参画の視点に立った市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・まちづくり政策課 ・生活環境課 ・生涯学習課 ・産業振興課 ・社会福祉課 ・子ども福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> ○いわぬま男女共同参画推進プラン(第3次)に基づき、男女共同参画の視点に立った市民協働のまちづくりの推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわぬま男女共同参画推進プラン(第3次)に基づき、取り組みを行った。
	②男性の地域活動への参画支援	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・学校教育課 ・都市計画課 ・関係各課 	<ul style="list-style-type: none"> ○春の早朝クリーンいわぬま 参加者数 4,676人 ○秋の早朝クリーンいわぬま 参加者数 3,997人 ○岩沼市リサイクル運動参加団体数 30団体 ○公民館における各種講座の開設やサークルなどの育成に努め、生涯学習活動、自主活動の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の日及び環境月間、ごみ減量・リサイクル推進週間、環境衛生週間等において、市民総ぐるみで地域内の清掃活動、リサイクル活動等を実施できるよう支援した。 ・特に市史講演会(生涯学習課:男性受講者 約8割)や歴史講座(公民館:男性受講者 約6割)への男性の参加率が高く、今後も男性が興味・関心を持ちやすい事業や講座の企画に努める。
	③退職者の地域活動への参画支援		<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターでは地域活動をしたい市民に対して、市民活動に関する情報提供や講座を開催し、参画の促進を図った。 ○退職者や高齢者の社会参加と雇用機会確保のため、シルバー人材センターに補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市民活動に関する専門相談会や講座を開催し、地域活動への参画支援を行う。 ・シルバー人材センターに補助金を交付した結果、研修等が行われ、会員や職員のスキル向上につながった。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	④地域の町内会、自治会役員等への女性参画の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○女性区長の割合 6.3% (男性 90 人、女性 6 人) ○女性町内会長の割合 5.2% (男性 73 人、女性 4 人) ○民生委員・児童委員における女性の割合 77.6% (男性 17 人、女性 59 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や児童委員は地域での相談相手や見守り役として活躍しているが、なり手が不足しており委員が不在の地区もある。
	⑤多様な年齢層の地域活動への参加促進		<ul style="list-style-type: none"> ○市民の希望者を対象に子育て応援者養成講座を実施（全 12 講座／受講者数延べ 113 人）。当年度における男性の受講者はなかったが講座の周知に際しては女性限定と誤解されないよう配慮した。 ○交通指導隊の隊員を募集している（令和 6 年度隊員：19 人、うち男性 14 人、女性 5 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事の企画を含めて男女を問わず参加、利用しやすいセンター運営に努める。 ・交通指導隊による街頭指導、交通安全啓発活動を実施。 ・交通指導隊の高齢化、担い手不足、今後の在り方について検討が必要と感じている。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	⑥安全なまちづくりへの環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども 110 番の家 設置協力件数 222 件 ○市内街頭巡回指導 30 回 ○防犯灯補助制度の実施 ○防犯カメラ補助制度の実施 ○交通指導隊の隊員を募集した（令和 6 年度隊員：19 人、うち男性 14 人、女性 5 人） ○ふれあいパトロール隊の隊員数 83 人（うち女性 21 人） ○スクールゾーン内危険ブロック塀等改善件数 7 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内街頭巡回指導では、地域の団体と連携して公共施設や商業施設を巡り、児童・生徒への指導と見守りを行っている。 ・防犯灯補助制度の実績（新設：延べ 11 団体 変更：1 団体 修繕：7 団体 維持管理費：73 団体） ・防犯カメラ補助制度の実績（維持管理：2 団体） ・交通指導隊による街頭指導、交通安全啓発活動を実施。 ・交通指導隊の高齢化、担い手不足、今後の在り方について検討が必要と感じている。 ・年度内に個人の事情で退いた方がいたが、学校等で呼び掛けていただき、現状維持の隊員数となつた。今後も、横のつながりで隊員を維持していきたい。 ・スクールゾーン内の通学路等に面したブロック塀の倒壊による事故の防止を図るため、危険なブロック塀を除却する者等に対し、経費の一部に補助金を交付している。
(2) 地域課題の解決等への支援	①NPO や市民活動団体の立ち上げ、起業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり政策課 ・関係各課 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターの相談件数 30 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市民活動に関する専門相談会や講座を開催し、市民活動の推進を図る。

III 地域における男女共同参画の実現				
基本目標	2 防災計画・活動における男女共同参画の推進			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1) 男女共同参画の多様な視点に立った防災計画の策定体制の構築	①女性委員の登用促進	・危機管理課	○女性委員を 8 人委嘱 (8 人／35 人 (約 22%))	・令和 7 年度は、防災会議委員の委嘱にあたり、女性委員の登用促進を図りたい考え。
	②平常時から多様な人々の意見が反映されやすい環境の整備		○危機対策係に女性職員を配置。女性の視点に立った防災対策の推進に向けて府内体制の向上を図った。	・府内体制をさらに向上させていくとともに、研修の受講などにより、防災部門における男女共同参画についてさらなる理解を深めていく。
(2)防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進	①防災に関する政策・方針の決定過程への参画拡大	・危機管理課 ・関係各課	○防災会議への女性委員を 8 人委嘱 (8 人／35 人 (約 22%))	・令和 7 年度は、防災会議委員の委嘱にあたり、女性委員の登用促進を図りたい考え。
	②地域の自主防災組織への参画の推進		○令和 6 年度の防災士資格取得者 4 人中 1 人が女性 (25%)	・多様な方が防災活動に参画できる体制づくりを、自主防災組織の状況に応じて進めていただくよう呼びかけていく。
(3)震災被災者の心のケア等の支援	①交流の場づくりの支援	・社会福祉課 ・関係各課	○コミュニティ支援員が震災被災者のストレスの軽減及び心のケア等の支援を実施していたが、令和 6 年度から地域へ移行した。	・コミュニティ支援員が震災被災者のストレスの軽減及び心のケア等の支援を実施していたが、令和 6 年度から地域へ移行した。
	②相談体制の充実や定期訪問等の実施		○災害援護資金制度の新規相談件数 0 件	・訪問相談をはじめ、障害者相談支援事業所、心の健康相談、市保健師等をきっかけに適切な支援につなげていく。

基本目標	IV 教育の場における男女共同参画の実現			
基本方針	1 生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進	①男女の別なく能力や個性を生かす教育内容や生活指導の充実	・学校教育課 ・まちづくり政策課 ・関係各課	○中学生職場体験授業の実施校数 1 校 その他の中学校では、卒業生の話を聞く会や職場見学などを行った。 ○各校において、総合的な学習の時間や道徳教育など、あらゆる教育活動を通じて男女平等教育を推進した。	・総合的な学習の時間や道徳教育、職場体験学習など、あらゆる教育活動を通じて男女平等教育を推進している。 ・小学校での人権教室などを実施し、人権意識の啓発・普及を図るよう努めた。 ・「夢☆あこがれプロジェクト」の一環として「夢☆あこがれ授業」を実施した。 ・各分野で優れた知識・技術を持つ地域の人材を活用して、ユニークな授業を構築し、故郷を愛する心の育成や学校の活性化を図った。 ・小・中学生の科学技術への興味・関心を高め、科学する心の高揚を図るため、市科学技術作品展を開催した。 ・集団生活への適応力の養成、よりきめ細やかな学習指導を行うため、学級担当のサポート役として小中学校に指導助手を配置した。 ・LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）などの通常学級在籍の障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じ、特別な教育支援を行うため、小・中学校に特別支援指導助手を配置するとともに、生活面を含めた支援のための特別支援教育支援員を配置した。 ・市内小・中学校に外国語指導助手 6 人を配置し、英語教育及び外国語活動の充実と国際理解教育の推進を図った。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	②学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりの推進		○市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合 23.5% (男性 13 人、女性 4 人) ○小中学校の PTA 会長及び副会長に占める女性の割合 59% (男性 9 人、女性 13)	・学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりを推進している。
	③教職員への意識啓発と研修の場の充実		○校内研修等を通じて、男女共同参画意識の定着を図った。	・教職員を対象とした校内研修や各種講座等を開催し、男女共同意識の定着を図った。
	④主体的に情報収集し、判断できる能力の育成の推進		○メディア・リテラシー(情報モラル)向上のための教育等の実施校数 8 校	・主体的に情報を収集し、判断できる能力の育成を推進していく。
	⑤互いを思いやる教育、人権教育の充実		○人権教室の実施校数 8 校	・小・中学校で人権教室を実施し、人権意識の啓発・普及を図るよう努める。
(2)子どもたちの成長にあわせた地域連携の推進	①PTA や保護者会の活動等を通じた男女平等教育への保護者の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 	○子育て・親育ち講座の参加者数 334 人	・ほとんどの保護者が集まる就学時健康診断の中で開催している。講座内容は、保護者にとって現在課題となっていることを提供している。子育てはかかわる大人全員で行うことを伝えるようにしている。参加者は 9 割以上女性である。今後、講座の実施校数の増に努めていく。
	②保育所(園)、幼稚園、学校、家庭等の地域連携による男女共同参画の教育・学習機会の充実		○ボランティアによる小学校里山体験学習参加児童数 380 人 ○ジュニア・リーダー初級研修参加人数 8 人	・小学校里山体験学習では、里山散策活動を行う団体や学校と連携し、市内小学校 1 年生を中心にグリーンピア岩沼において身近な自然に触れ合いながら学習する貴重な機会となっている。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	③人とのかかわりを重視した地域連携による子どもを見守る体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども教室 参加児童数 116 人 ○放課後子ども教室 登録ボランティア数 71 人 ○子ども 110 番の家 設置協力件数 222 件 ○主任児童委員の人数 4 人 ○民生委員への子どもに関する相談件数 908 件 ○ふれあいパトロール隊の隊員数 83 人 (うち女性 21 人) ○交通指導隊の隊員を募集している（令和 6 年度隊員:19 人、うち男性 14 人、女性 5 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の男性ボランティアの登録者数が少ない状況が続いていたが、近年は男性のボランティアが増えてきている。今後も事業のPRやボランティアの呼びかけ強化に努めていく。 ・交通指導隊による街頭指導、交通安全啓発活動を実施した。 ・交通指導隊の高齢化、担い手不足、今後の在り方について検討が必要と感じている。
(3)健康教育の推進	①専門機関における相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 等学校における相談体制の整備	・学校教育課 ・健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーを配置している学校数 8 校 ○配置しているスクールカウンセラーの人数 7 人 (うち女性 5 人) ○スクールカウンセラーの相談件数 2,067 件 ○スクール・ソーシャルワーカーの配置人数 1 人 (うち女性 1 人) ○特別支援教育支援員の配置人数 13 人(うち女性 12 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配備し、学校生活に悩みを抱えている児童・生徒一人ひとりにきめ細やかに対応する体制づくりを推進している。 ・スクールソーシャルワーカーは、必要に応じて各学校や家庭を訪問し、個々の課題の解決に向けた相談活動にあたっている。

施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
	②性に関する教育の充実		○性教育を実施した学校数 8校	・保健師や養護教諭等との連携により、性に関する正しい知識の習得や、子どもを産むための健康な体作りについての健康教育を推進している。 ・学校教育をはじめ多くの機会をとらえて、有害サイトのみならず喫煙や飲酒、薬物乱用などを防止するための学習を推進している。
(4)学習機会の提供	①公民館講座の開催	•生涯学習課 •まちづくり政策課	○公民館講座数 18 教室 (470人) (中央公民館・玉浦教室・西教室)	・歴史系の講座を除き、受講者の多くを女性が占め、男性の割合が少ない状況であるため、講座のテーマや内容を工夫して、男性も申し込みやすく幅広い市民が参加できる講座の企画に努めていく。
	②国・県等関係機関が開催する学習機会の情報発信		○市民向けのものは 庁舎内にチラシを設置した。 ○職員向けのものは 関係各課に情報提供を行った。	・引き続き、情報提供を行う。

V 働く場における男女共同参画の実現				
基本目標	1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)男女雇用機会均等法等関係法令の周知	①事業者に対する働きかけ	• まちづくり政策課 • 産業振興課	○国や県が作成した事業主に対する関係資料等の情報提供を行った。	• 今後も継続していく。
	②リーフレット等による啓発		○労働関係法令や制度の周知のため、国や県が作成した事業主に対する関係資料等の情報提供を行った。	
(2)セクシュアル・ハラスメント等の防止	①国・県等相談機関の周知	• まちづくり政策課 • 産業振興課	○市民から問い合わせがあった際に、相談機関を紹介するよう努めた。	• 今後も継続していく。
(3)ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	①関係機関と連携した事業者への啓発	• 産業振興課 • まちづくり政策課	○関係機関と連携した事業者への啓発活動に努めた。	• 今後も継続していく。
	②男女共同参画推進に取り組む事業者への支援策の検討		○国や県が作成した事業主に対する関係資料等の情報提供を行った。	

基本目標		V 働く場における男女共同参画の実現		
基本方針	2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進	①育児・介護休業法や両立支援制度に関する周知・啓発	・関係各課	○ 国、県、その他関連団体などからのチラシやポスターを掲示し、情報提供に努めた。	・市ホームページでも周知し、今後も情報提供を継続していく。
	②育児・介護休業の利用促進のための啓発			
(2)育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進	①事業者への啓発と育児・介護休業取得率の高い事業所の取組紹介	・総務課 ・産業振興課 ・関係各課	○岩沼市職員の育児休業取得率（男性） 28.6%（対象 7人、取得 2人） ○岩沼市職員の育児休業取得率（女性） 100% ○岩沼市職員の短期介護休業取得者（男性）1人 ○岩沼市職員の短期介護休業取得者（女性）1人 ○問い合わせがあつた際に、相談機関を紹介するよう努めた。	・男性の育児休業取得率増加を推進する取り組みを継続して行う必要がある。 ・相談機関の紹介について、今後も継続していく。
	②育児・介護休業取得の推進			
(3)ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	・まちづくり政策課 ・子ども福祉課	○市ホームページに男女共同参画推進条例、基本計画等を掲載し、市広報紙にも男女共同参画週間に關する記事を掲載し、啓発を行った。	・引き続き、市ホームページや市広報紙を通じて啓発を行う。
	②長時間労働の抑制や働き方の見直しの啓発		○「岩沼市次世代育成支援行動計画」、「岩沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、仕事と生活を両立させるための環境整備を目指し、取り組んだ。	・ワーク・ライフ・バランスを實現するために、必要な保育サービスの確保に努めつつ、各関係機関と相互に連携 しながら、労働環境と社会環境を整えるための取り組みを進める。 ・市ホームページや市広報誌を通じて啓発を行う。

基本目標	V 働く場における男女共同参画の実現			
基本方針	3 職業能力開発の支援			
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)職業能力開発に向けた機会及び情報の提供	①女性の求職の意向やニーズ等の情報提供	・産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○課内にチラシを備え付け、希望者に情報提供を行った。 ○労働者および求職者に認定職業訓練の場を提供する職業訓練法人への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに情報を掲載し、労働者および求職者に認定職業訓練の場を提供する職業訓練法人への支援を行った。
	②再就職のための情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ○ 課内にチラシを備え付け、希望者に情報提供を行った。 ○名取市と共同で中途採用者向けに出張ハローワークを開催するにあたり、市広報紙や市ホームページに情報を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名取市と共同で中途採用者向けに出張ハローワークを開催するにあたり、市広報紙や市ホームページに情報を掲載した。
	③女性のキャリア形成支援の情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ○課内にチラシを備え付け、希望者に情報提供を行った。 ○労働者および求職者に認定職業訓練の場を提供する職業訓練法人への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者及び求職者に認定職業訓練の場を提供する職業訓練法人への補助金を含め、周知や支援を行った。
(2)パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善	①関係機関との連携による事業者への法律や制度の周知並びに各種情報の提供	・産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○課内にチラシやポスターを備え付け、希望者に情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続し、市ホームページでも周知を行っていく。
(3)ひとり親家庭の就業及び自立への支援	①経済的支援及び家庭と仕事の両立支援策の優先的な適用	・子ども福祉課 ・関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○母子福祉対策資金貸付件数 0 件 ○高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金給付件数 5 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴い、令和 6 年度より自立支援教育訓練給付金申請者について、母子父子自立支援員による自立支援プログラムを作成している。

	②各種関連情報の提供		<p>○ひとり親・寡婦相談の案内記事を市広報紙に掲載した。</p> <p>○ひとり親家庭の就業及び自立に関する情報提供数 0件</p>	<p>・ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、相談を受けるとともに、経済的支援に関する情報を市ホームページにより提供していく。</p>
--	------------	--	---	---

基本目標		V 働く場における男女共同参画の実現		
基本方針		4 農業や商工自営業等に従事する女性への支援		
施策の方向	具体的施策	担当課	実施状況	成果および課題等
(1)経営参画のための意識啓発及び参画促進	①研修会・交流会の開催と積極的参加のための環境づくり	・産業振興課 ・農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ハナトピア岩沼秋の収穫祭(11/2 開催 1,500 人来場) ○農業委員・農地利用最適化推進委員に占める女性の割合 9% (21 人うち女性 2 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハナトピア岩沼秋の収穫祭を開催した。 ・令和 8 年度に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選があるため、女性の登用に向けて、周知を行う。
	②情報提供と相談への支援		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業振興資金貸付件数 26 件 ○商工会役員に占める女性の割合 12% (25 人うち女性 3 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興資金貸付件数は昨年に比べて 4 件減少した。 ・商工会役員に占める女性の割合は昨年と同様。
(2)女性の起業による自立支援	①起業に関する情報提供	・産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、その他関連団体などが行う支援メニューについて、チラシを配架し、情報提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネススタート補助金及び商工会主催の創業支援セミナーのPRを行った。 ・今後もチラシに加え、広報紙や市ホームページでの周知を行う。
	②起業家相互間、経営者との交流への支援		<ul style="list-style-type: none"> ○新春賀詞交換会を開催し、事業者の交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者同士の交流が促進されるよう今後も継続する。
	③相談及び支援体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地奨励金の交付件数 8 件 ○ビジネススタート補助金交付件数 2 件 ○チャレンジショップ新規出店件数 1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地奨励金の制度見直しを行った。ビジネススタート補助金は R6、7 年度の 2 年間、試行的に実施している。チャレンジショップは 4 区画全てが埋まり、今後も支援を継続していく。